

食品産業の中小企業経営者の皆様へ

期間限定！

事業承継に係る 税制特例のご案内

事業を引継ぐなら今がチャンス！

事業承継の計画を作成・提出すると・・・

A 10年以内に後継者に譲り渡す場合
贈与税や相続税の納税が全額猶予

B M & Aにより経営者から譲り受ける場合
登録免許税や不動産取得税が軽減

される税制上の特例措置があります。

2019年1月時点版

詳しくは次のページから

A 後継者に会社を譲り渡す場合 ～贈与税・相続税の納税猶予

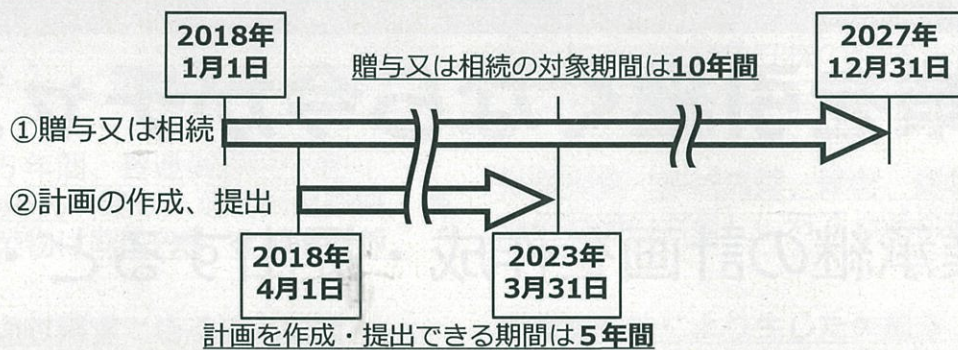
今後10年以内に後継者に非上場会社の株式を譲り渡す場合に課される贈与税・相続税の納税が全額猶予される特例措置があります。(ただし、2018年4月1日から2023年3月31日までに計画の提出が必要です。)

特例措置の対象は？



以下の期間内に

- ①後継者に非上場会社の株式を贈与又は相続する(した)もので、
- ②特例承継計画を作成し、都道府県知事の確認を受けたもの



特例措置の内容は？

	現行制度	特例措置
猶予割合	株式の53%まで ※	全株式100%
猶予対象者	後継者1名のみ	代表権を有する最大3名の後継者
雇用要件	雇用の8割以上を5年間維持	維持できない場合でも猶予を継続(理由報告等が必要)
廃業した場合	引継ぎ時の株価を基に課税	売却額や廃業時評価額との差額減免

※ 相続税は53% (株式総数2/3×80%)、贈与税は67% (株式総数2/3×100%)

本特例措置は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく制度です。制度や手続きの詳細な内容は、各都道府県の申請窓口・お問合せ先又は税理士等へご確認下さい。

申請書類や申請窓口はこちらのQRコードからご確認ください。→



☆ 税制のほか、日本政策金融公庫の低利融資や信用保証協会の保証の特例もありますので、日本公庫または保証協会へご相談ください。

A' 個人事業者が後継者に事業用資産を譲り渡す場合 ～贈与税・相続税の納税猶予

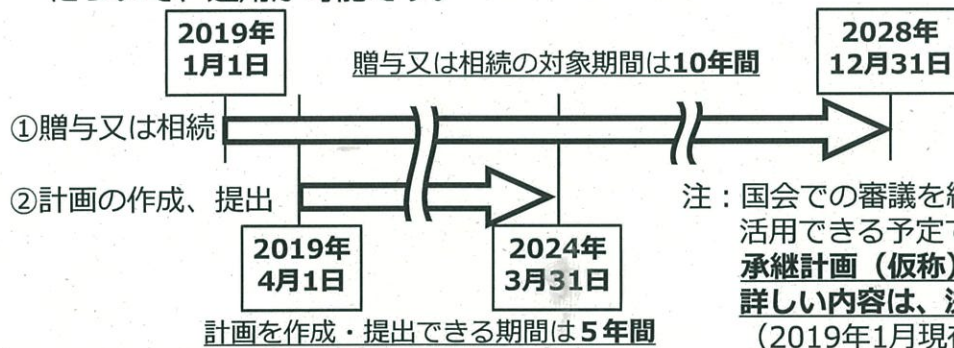
平成31年度税制改正において、**個人事業者の集中的な事業承継**を促すため、**後継者が事業用資産を先代から承継した際に課される贈与税・相続税の負担を大きく軽減する、新制度が創設される予定**です。

特例措置の対象は？



以下の期間内に

- ①後継者に個人の事業用資産を贈与又は相続する(した)もので、
 - ②承継計画(仮称)を作成し、都道府県知事の確認を受けたもの
- について、適用が可能です。



注：国会での審議を経て、法案が成立した後に活用できる予定です。
承継計画(仮称)の作成・提出方法などの詳しい内容は、決まり次第公表します。
(2019年1月現在)

特例措置の内容は？

① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な、多様な事業用資産が対象

- 土地・建物
(土地は400㎡、建物は800㎡まで)
- 機械・器具備品
(例) オープン・冷蔵ショーケース等
- 車両・運搬具
- 船舶
- 生物
(例) 乳牛、樹体等の償却資産
- 無形償却資産
(例) 特許権等
等



② 相続税だけでなく、贈与税も対象

生前贈与による、**早め早めの事業承継の準備**を応援

③ 対象資産の納税額の全額(100%)が納税猶予

後継者の承継時の**現金負担が軽減**

④ 10年間の時限措置

2019年1月1日～2028年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象

注1：制度を活用するためには、

- ①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定が必要です。
- ②2019年度から5年以内に、予め承継計画(仮称)を提出する必要があります。
※青色申告者が対象

注2：既存の事業用小規模宅地特例との選択制です。

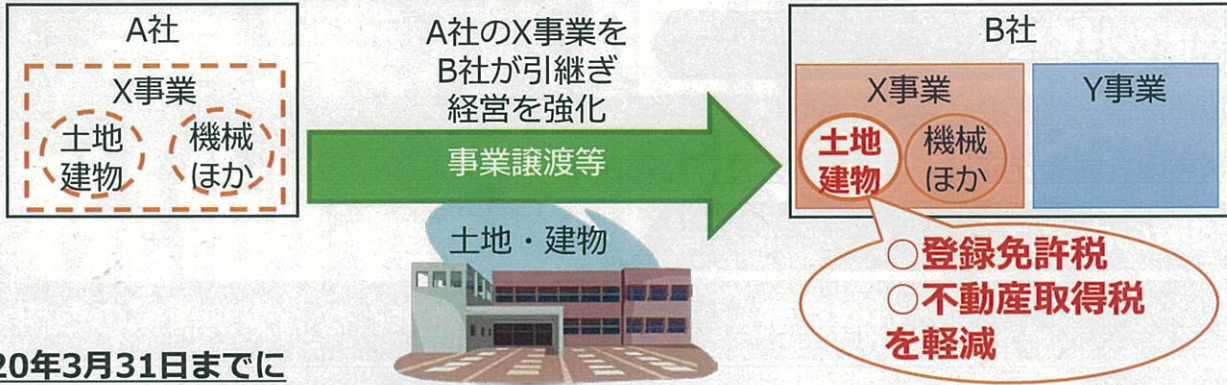
経営承継円滑化法 事業用小規模宅地特例



B M & Aにより経営者から事業を譲り受ける場合 ～登録免許税・不動産取得税の軽減

M & Aにより経営者から事業を譲り受けた場合、登録免許税や不動産取得税が軽減される措置があります。

特例措置の対象は？



2020年3月31日までに

- ① M & Aにより事業を譲り受けるもので、
- ② 経営力向上計画を作成し、地方農政局長等の認定を受けたもの

特例措置の内容は？

<登録免許税の税率>

税額 = 固定資産課税台帳に登録された価格 × 下記の税率

		通常税率	計画認定時の税率	
不動産の 所有権移転登記	合併	0.4%	0.2%	
	分割	2.0%	0.4%	
	事業譲渡 (売買)	建物	2.0%	1.6%
		土地	1.5% ※1	-

※1 計画の認定を受けなくても1.5%に軽減

<不動産取得税の税率>

税額 = 固定資産課税台帳に登録された価格 × 下記の税率

		通常税率	計画認定時の税率		
不動産の取得	合併や一定の会社分割	非課税 ※2	-		
	事業譲渡 (売買)	土地	3.0%	2.5% (1/6減額相当)	
		家屋	住宅	4.0%	3.3% (1/6減額相当)
			住宅以外	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※2 計画の認定を受けなくても非課税

本特例措置は、中小企業等経営強化法に基づく制度です。

制度や手続きの詳細内容は、地方農政局等の申請窓口・お問合せ先又は税理士等へご確認下さい。

申請書類や申請窓口はこちらのQRコードからご確認ください。→



☆ 税制のほか、日本政策金融公庫の低利融資や信用保証協会の保証の特例もありますので、日本公庫または保証協会へご相談ください。

C 農産物流通・加工の合理化を目的とした事業再編 ～登録免許税の軽減、減価償却の特例、欠損金の繰戻還付

農産物流通・加工の合理化を目的として、**M&Aによる事業再編**により経営者や後継者が事業を引継いだ場合、事業再編に伴う**設備投資・設備廃棄**などに係る税制措置があります。

特例措置の対象は？

- ① **農産物流通・加工の合理化**を目的に**事業再編**を行うもので、
- ② **事業再編計画**を作成し、**農林水産大臣の認定**を受けたもの

特例措置の内容は？

	特例措置	対象となる事業再編の取組
登録免許税の軽減	株式会社の設立、資本金の増加 0.7%→ 0.35% など	株式会社の設立、資本金の増加等に伴い行う登記などの登録免許税の軽減 <u>(不動産以外の登記にも適用されます)</u>
減価償却の特例	5年間、普通償却限度額の 40% (建物・建物附属設備・構築物は同 45%)を 割増償却	設備投資(機械装置、建物、建物附属設備及び構築物の取得) に対する減価償却の特例
欠損金の繰戻還付	還付請求できる法人税額 = 前期の法人税額 × $\frac{\text{当期の欠損金額}^{(*)}}{\text{前期の所得金額}^{(*)}}$ <small>(*) 分母の金額が限度</small>	設備廃棄等により生じた欠損金(その資産の帳簿価額や廃棄に要した費用) について、繰戻しによる 前年度の法人税額の還付

☆ 税制のほか、日本政策金融公庫の低利融資や農林漁業成長産業化支援機構(A-Five)による支援などが受けられます。別途、日本公庫またはA-Fiveの審査があります。

この資料に掲載している税制の詳細な内容はこちらをご覧ください

Aについて

中小企業庁：平成30年4月1日から事業承継税制が大きく変わります

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2018/180402shoukeizeisei.htm>



Bについて

中小企業庁：中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き (PDF形式)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2018/181130zeiseikinyu.pdf>



Cについて

農林水産省：農業資材事業や農産物流通・加工事業を行う事業者への税制支援

<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/saihen/index.html>



この資料に掲載している税制の適用に当たっては、税理士又は最寄りの税務署等へご相談ください。
農林水産省 食料産業局 企画課 金融税制班 電話 03-3502-8111 (内線4137)